令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱

砥部町告示第 120 号
令和８年４月 23 日

（目的）
第１条　町は、砥部町補助金等交付基準に定めるもののほか、この告示に定めるところにより、砥部町鳥獣被害防止対策協議会（以下「事業実施主体」という。）が行う砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、鳥獣による農林水産業への被害の軽減を図ることを目的とする。
（補助対象経費及び補助率）
第２条　補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。
（補助金の交付申請）
第３条　事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
２　事業実施主体は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。
（補助金の交付決定）
第４条　町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。
（補助事業の変更承認申請）
第５条　前条の規定による補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助金額の増減があるときは、あらかじめ令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金変更承認申請書（様式第３号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
（補助金の変更交付決定）
第６条　町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査、必要に応じて行う現地調査等により、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の変更交付を決定し、速やかに申請者に令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。
（補助事業の中止及び廃止）
第７条　事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第５号）を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。
（補助事業の遂行状況報告）
第８条　事業実施主体は、12 月 31 日現在における補助事業遂行状況について、令和９年１

月７日までに令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業遂行状況報告書（様式第６号）を町長に提出するものとする。

（実績報告）

第９条　事業実施主体は、補助事業完了後速やかに令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業実績報告書（様式第７号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　事業実施主体は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第８号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第 10 条　町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を事業実施主体に令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金額確定通知書（様式第９号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条　前条の規定による補助金の額の確定を受けた事業実施主体は、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金精算払請求書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 12 条　町長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第 13 条　町長は、前２条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全額を概算払することができる。

２　事業実施主体は、概算払の交付を受けようとするときは、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金概算払請求書（様式第 11 号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第 14 条　町長は、補助金交付決定の通知を受けた事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（１）　この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

（２）　この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（３）　その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

（財産の管理）

第 15 条　事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

２　事業実施主体は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超えるものを、町長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助

金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

３　前項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

４　事業実施主体は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

５　町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

（関係書類の保管）

第 16 条　事業実施主体は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第 17 条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別　表

区　分	補助対象経費	補助率、補助上限額
推進事業 ・有害鳥獣捕獲	有害鳥獣捕獲に係る捕獲活動経費(有害鳥獣捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。)	定額 ・イノシシ（幼獣は除く。） 　食肉処理等のための施設において搬入確認した場合　１頭当たりの単価 9,000 円 　上記以外の場合　１頭当たりの単価 7,000 円 ・サル（幼獣は除く。） 　１頭当たりの単価 8,000 円 ・カラス 　１羽当たりの単価 200 円 ・その他の獣類 　１頭当たりの単価 1,000 円

様式第１号（第３条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を下記のとおり事業を実施したいので、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第３条の規定により、補助金　　円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

１　総括表

事業費及び負担区分

事　業　内　容	事業費	負担区分		備考
		町費	事業実施主体	
推進事業 ・有害鳥獣捕獲	円	円	円	
合　　計				

２　農林水産業等に係る鳥獣被害の現状・課題及び対応方針

３　事業の目的（事業実施状況の概要及び今後の方向）

4　事業実施体制

（1）協議会の概要

協議会の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備　　考

（2）地域における取組

具体的な取組内容

5　事業の内容

有害鳥獣捕獲

対象鳥獣	対象 地域	実施 時期	有害捕獲計画 （実績）	事業費	負担区分		備考
					町費	事業実施 主体	
				円	円	円	

6　経費の配分

区　　分	事業に要する （要した）経費 （A＋B）	負　担　区　分	
		町補助金 （A）	事業実施主体負担金 （B）
推進事業 ・有害鳥獣捕獲	円	円	円
合　計			

7　事業完了(予定)年月日

令和　　年　　月　　日

8　収支予算（精算）

（1）収入の部

区　　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減	
			増	減
町補助金	円	円	円	円
合　　計				

（2）支出の部

区　　分	本年度予算額（本年度精算額）	前年度予算額（本年度予算額）	比較増減	
			増	減
鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	円	円	円	円
合　　計				

9　添付書類

（1）　規約、定款及び収支予算（又は収支決算）

（2）　その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第４条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付決定通知書

砥部町指令８砥農林第　号
令和　　年　　月　　日

事業実施主体　　様

砥部町長　　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第４条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

１　補助金の対象となる事業は、令和　年　月　日付けで申請のあった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業とし、補助金の額については次のとおりとする。
　ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金　　円

２　補助金の区分は、申請書の経費の配分の欄の記載のとおりとする。

３　事業実施主体は補助事業を執行するにあたっては、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱に従わなければならない。

４　この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、事業完了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

５　この補助金に係る交付決定の条件に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第３号（第５条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金変更承認申請書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号で補助金交付決定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

１　変更の理由

２　変更計画の内容

（注）　以下、様式第１号に準じて記載し、変更前と変更後の内容が対比できるよう二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第４号（第６条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金変更交付決定通知書

砥部町指令８砥農林第　　号
令和　　年　　月　　日

事業実施主体　　様

砥部町長　　印

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金の変更について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第６条の規定により、下記のとおり補助金を変更して交付します。

記

１　変更となった事業内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号による交付決定通知のとおりとする。

２　補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額

（金　　円）
推進事業　　金　　円

様式第５号（第７条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業中止(廃止)承認申請書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号で補助金交付決定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を中止(廃止)したいので、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

１　事業の中止（廃止）の理由

２　中止の期間（廃止の時期）

様式第６号（第８条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業遂行状況報告書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号で補助金交付決定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり報告します。

記

区　分	総事業費	事　業　の　遂　行　状　況				備　考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に完了するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	

様式第７号（第９条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業実績報告書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号で補助金交付決定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（注）　様式第１号に準じて記載のこと。

様式第８号（第９条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号で補助金交付決定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付要綱第 10 条の補助金の額の確定額
（令和　年　月　日付け、　砥農林第　　号による額の確定通知額）
金　　円也

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円也

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金　　円也

４　補助金返還相当額（３－２）
金　　円也

（注）　内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第９号（第10条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金額確定通知書

砥農林第　　号
令和　　年　　月　　日

事業実施主体　　様

砥部町長　　印

令和　年　月　日付けで実績報告のあった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金　　円

様式第10号（第11条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金精算払請求書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体　　㊞

令和　　年　　月　　付け、　砥農林第　　号で補助金額確定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　　円

様式第11号（第13条関係）

令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金概算払請求書

令和　　年　　月　　日

砥部町長　　様

事業実施主体　　㊞

令和　　年　　月　　日付け、砥部町指令８砥農林第　　号で交付決定通知があった、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業について、令和８年度砥部町鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業費補助金交付要綱第13条第２項の規定により、下記のとおり請求します。

記

金　　円

内　訳

交付決定通知額　金　　円也

概算払受領済額　金　　円也

今回請求額　金　　円也

残　　額　金　　円也